

公益社団法人日本ボート協会 内部通報規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、公益社団法人日本ボート協会（以下「本会」という）において、わが国のボート選手、その他のボート競技関係者(以下まとめて「選手等」という)等からの、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織的または個人的な法令違反行為等(以下「不正行為等」という)に関する通報もしくは相談に対応する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、本会のコンプライアンスを遵守した運営の強化と選手等の人権の擁護等に資することにより、もって、わが国のボート競技の健全な発展を図ること等を目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（窓口）

選手等からの不正行為等についての通報を受け付ける窓口を、下記のとおりコンプライアンス委員会内に設置する。また、不正行為等に該当するか否かを確認するための相談に応じる窓口も同様とする(以下「通報等窓口」といい、上記の通報と相談を総称して「通報等」という)。

記

コンプライアンス委員会委員のうち、弁護士資格を有する者

第3条（通報等の方法）

1. 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。
2. 本会は、通報等窓口の連絡先をホームページ及び機関誌に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報等窓口に対する通報等は、匿名で行うことを妨げない。但し、この場合

には、被害者か目撃者かの区分、通報等窓口からの通報者に対する連絡先（容易に本人特定に至らない携帯電話番号や携帯端末のEメールアドレス等）と連絡に用いる仮称（「通報者A」等）等を明らかにしなければならない。

4. 通報等窓口は、匿名で通報等が行われたが、前項但書規定の通報者の連絡先が明らかにされていないことによって、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

第4条（通報者及び相談者）

通報等窓口の利用者は、不正行為等を受けた選手等、その親権者や代理人等これに準ずる者、または同選手等が所属する競技団体の構成員とする。

第5条（調査担当部門）

1. 通報等された事項に関する事実関係の調査は、通報等を受けた通報等窓口が行う。
2. 通報等を受けた通報等窓口は、必要に応じて本会事務局職員やコンプライアンス委員会の委員その他の役員等の支援を依頼することができる。
3. 前項の支援の要請を受けた役職員が調査に関する事務を遂行するにあたっては、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理・保持しなければならない。

第6条（協力義務）

1. 通報等の対象とされた個人や団体等（以下「被通報者等」という）は、通報等された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、法令および本会との契約関係や条理等に基づき、前条に定める調査担当部門に協力しなければならない。
2. 被通報者等が、正当な理由なく前項の調査に協力しなかったときには、第8条に定める処分を受けるほか、通報等対象事実を真実と認めて相当な処分をすることができるものとする。

第7条（是正措置等）

1. 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、第5条に定める調査担当部門は、その結果をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
2. 前項の報告を受けたときは、本会は、コンプライアンス委員会の審議を経て、速やかに相当な是正措置及び再発防止措置を講じ、もしくは被通報者等にそれらの措置を講じるように指導・勧告等しなければならない。

第8条（内部処分）

調査の結果、不正行為等が明らかになった場合または被通報者等が正当な理由なく第6条の協力をしなかったときには、本会は、コンプライアンス委員会の審議に基づき、当該不正行為に関与した者等に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

第3章 当事者の責務

第9条（通報者等の保護）

1. 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の練習環境等が悪化することのないように、適切な措置を執り、もしくは関係団体にこれを採らせなければならない。
3. 本会は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の指導者、同僚等を含む。）がいた場合には、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

第10条（個人情報保護）

1. 本会及び本規定に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。但し、本規定に基づく各種措置を講ずるに当

たり、必要最小限の範囲で開示することになる場合についてはこの限りでない。

2. 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

第11条（通知）

本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者等のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第12条（不正の目的）

1. 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。
2. 本会は、前項のような通報を行った者に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

第13条（相談または通報を受けた者の責務）

本規定に定める業務に携わる者に限らず、不正行為等に関する相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規定に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 不服申立

第14条（通報者の不服申立）

通報等にかかる不正行為等を受けた選手等は、次の場合には、裁定委員会規定等に従って、裁定委員会に不服の申立をすることができる。

- (1) 本会が通報を放置し、通報をした日から2週間が経過したとき。
- (2) 本会の調査の結果や是正措置等に不服があるとき。

第15条（被通報者等の不服申立）

被通報者等は、本会の調査の結果や是正措置等に不服があるときには、裁定委員

会規定等に従って、裁定委員会に不服の申立をすることができる。

第5章 付 則

第16条（所管）

本規定の所管は理事会とする。

第17条（改廃等）

本規定の改廃は、理事会が決定する。

第18条（施行）

本規定は平成25（2013）年2月15日より施行する。

【改定履歴】

平成25（2013）年3月15日 制定

平成27(2015) 年3月13日 改定